

橿原市特産品認定シール配布要領

(趣旨)

第1条 この要領は、橿原市特産品認定シール（様式第1号。以下「特産品シール」という。）を橿原市産の農産物に貼付しPRすることにより、他産地との差別化、橿原市産特産品の認知度向上及びブランド化による消費拡大並びにそれらに伴う生産者の意欲向上を目指し、農業振興のさらなる推進を目的とする。

(特産品シール)

第2条 特産品シールのデザイン等は改変して使用することができない。

(使用者)

第3条 特産品シールを使用することができる者は、次に該当するものとする。

(1) 次条に掲げる農産物を生産している生産農家

(使用要件)

第4条 特産品シールは、次に該当する農産物に使用することができる。

(1) 橿原市で生産されたアスパラガス、いちご、鉢花及び有機栽培による米

(特産品シールの配布)

第5条 特産品シールの配布を受けようとする者は、橿原市特産品認定シール配布申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な枚数の特産品シールを交付するものとする。

(使用制限)

第6条 特産品シールは、次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができない。

(1) 商標又は意匠として使用するとき。

(2) その他市長が不適当と認めたとき。

(使用料)

第7条 特産品シールの使用料は、無料とする。

(事故及び苦情等)

第8条 特産品シールを使用した農産物に関する事故及び苦情等が発生した場合は、使用者が責任を持って必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故及び苦情等について、橿原市はその責を負わないものとする。

(使用報告)

第9条 市長は、使用者に対し特産品シールの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(使用の中止)

第10条 市長は、前条の報告又は調査により特産品シールの使用が適切ではないと認めたときは、使用を中止させることができる。

2 前項の規定により使用することができなくなった場合は、交付した特産品シールを市長に返却するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月26日から実施する。

様式第1号（第1条関係）

橿原市特産品認定シール



様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

檀原市特産品認定シール配布申請書

（宛先）檀原市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

檀原市特産品認定シールの使用に関する要領第 5 条の規定により、下記農産物について檀原市特産品認定シールの配布を申請します。

記

【農産物】

【必要枚数】

関係書類

参考資料（有機栽培による米と分かる書類、写真等）